

昭和55年から継続している実態調査と解消活動

地域の概要

- 取組主体：天童市農業委員会
 - 解消面積：61.7ha（平成21年9月末現在）
 - 取組時期：昭和55年度～
 - 参考（市町村の耕作放棄地面積）
 - ①経営耕地面積：3,173ha
 - ②耕作放棄地面積：180ha
 - ③②/(①+②)：5.4%（東北：9.3%、山形県：6.0%）
- ※ 2005農林業センサス



発生要因

- 兼業化による労働力不足や農業従事者の高齢化により樹園地が荒廃し、病害虫の発生等により、周辺樹園地へ被害を与え、更なる耕作放棄地を発生させている。

取組の概要

内容

- 昭和55年から約30年間にわたり、農業委員会が農業関係団体等と連携し耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、農業委員会が主体的に耕作放棄地の解消指導に取り組んできた。
- 平成20年度以降は、荒廃樹園地0.3haを農業者10名でソバ畑に再生し、ソバ粉を地元ソバ店へ販売。また、別の荒廃樹園地0.3haをJA青年部員7名が桃の低樹木栽培の試験地として活用し、高齢者でも取り組みやすい農業を目指している。
- 農業委員会の建議により平成9年度から「天童市遊休農地解消対策事業」が予算化され、平成20年度までに、本事業の活用で約21haの耕作放棄地を再生している。

取組体制

【土地所有者】

【再生作業者】 土地所有者等(近隣農家と共同作業)

- ・利用者 土地所有者、担い手農家等（賃借権設定等）
- ・主な作物 ソバ(栽培管理が容易なため)、低樹木桃(農作業負担軽減のため)

【土地利用調整者】

農業委員会

【支援者】

農業委員会、農用地利用改善団体、果樹部会、JA
(実態調査の実施)

活用した支援策

- 元気な地域づくり交付金（国）
実施期間：平成17～20年度、事業内容：耕作放棄地の実態把握調査
- 天童市遊休農地解消対策事業（市）
実施期間：平成9年度～、事業内容：抜根、整地等（山間部100千円/10a、山間地以外70千円/10a）
- 天童市認定農業者農地流動化事業（市）
実施期間：平成10年度～、事業内容：認定農業者に契約年数（農地の権利設定等）と面積に応じて補助金を交付。（3～5年:3千円 6～9年:6千円 10年以上:10千円）

取組の成果

全国的に耕作放棄地面積が増加している中、取組の成果として耕作放棄地面積の増加が最小限に抑えられている。（平成21年度調査結果は昨年の同時期対比で減少）

コメント

○本事例の特徴は、農業委員等の農業関係団体の職員に限定せず、広く地域農業者を含めた体制により耕作放棄地の実態調査を約30年間継続実施していることにより、耕作放棄地問題が地域問題として認識され、地域のコミュニケーションによる耕作放棄地発生防止や解消に繋がっている。

- ・続けること（継続して調査、指導することで困難な事例でも解消に繋がる）
- ・皆でやること（耕作放棄地は地域問題という認識を共有できるようになる）
- ・難しくないこと（皆で調査し検討することで、解消方法が難しくなくなる）【天童市農業委員会】

○「農業委員の水戸さんは「遊休農地対策は農業委員の使命だ。荒れる前に借り手を見つけるのが一番で、日頃のコミュニケーションが欠かせない。農業委員に苦労は付き物だが、夢を語り、実践すればみんなが付いてきてくれる。」と語った。」【平成20年10月24日付 全国農業新聞（抜粋）】

○第1回耕作放棄地発生防止・解消活動「農林水産大臣賞」

事例写真

